様式第２（第３条関係）（平７総府令30・平12総府令94・令２環省令９・一部改正）

（表）

国内希少野生動植物種捕獲等従事者証

（緊急指定種）

第　　号

年　月　日

有効期間　　年　月　日から

年　月　日まで

環　境　大　臣　　印

住　　所	
氏　　名	
捕獲等許可証の番号	
法　人　の　名　称	
種　　名 （卵にあっては、その旨及び種名）	
数　　量	

（裏）

目　　的	
区　　域	
方　　法	
条　　件	

注意１．従事者証は、捕獲等の際には必ず携帯しなければならない。

２．従事者証は、その効力を失った日から30日以内に、これを環境大臣に返納しなければならない。

備考　従事者証の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ６とする。